

平成 30 年 6 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 30 年 6 月 4 日（月）午前 9 時 30 分より野津中央公民館 多目的ホールにおいて会長が 6 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員 2 番 堀 京子 委員 3 番 内藤 康弘 委員 4 番 藤嶋 祐美 委員

5 番 平山 勝丈 委員 6 番 佐藤 幸子 委員 7 番 柳井 博之 委員 8 番 城野 幸司 委員

10 番 小橋 勇二 委員 11 番 中野 定重 委員

欠席委員

9 番 陶山 秀明 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 24 号 非農地証明願いについて

議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 ただいまから開会の言葉を小橋副会長が申し上げます。

小 橋 おはようございます。今日は推進委員さんと合同の委員会でございます。長時間になるかと思いますが、よろしく申し上げます。
副会長 ただいまより、委員会を開会いたします。

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

疋 田 それでは、臼杵市農業委員会 会議規則第7条に基づきまして、しばらくの間、私が議長を務めたいと思います。
会 長 議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は陶山委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 2番 堀京子 委員と、議席番号 3番 内藤康弘 委員に議事録署名をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページです。
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり

り許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 6 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページをお開きください。

番号 1、田 350 m² 外 12 筆、合計 4,989 m² を、太陽光発電施設用地の付帯施設、これにつきましては防火調整池と管理道路、その他のり面として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。追認案件となります。

番号 2、畑 456 m² を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。追認案件となっております。

番号 3、畑 72 m² を、進入路用地および駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。一部追認案件となっております。

以上、3 件の申請につきましては、農地法第 4 条の立地基準及び一般基準のすべてを満たしているものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 4 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ひます。

5 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 4 条の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思ひます。追認案件につきましては、申請者の立ち合いの下、現地調査を実施しております。申請地は、次のページに掲載しておりますので、ご覧ください。

以上、4 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

小 橋 5 月 24 日に私と陶山委員、事務局 2 名で現地調査を行いました。

委 員 番号 1 の申請について報告致します。

田畑を太陽光発電のための付帯施設として利用するものです。すでに平成 19 年から所有者により土砂体積用地として利用されており、この件に関して申請書とともに始末書も提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

次に、番号2の申請について報告します。

畑を、一般住宅用地として利用するものです。申請地にはこれまで昭和10年ごろに建築された農家住宅及び納屋を兼ねた兼用住宅が建っており、これは平成27年に建て替えたものです。この件に関して、申請書とともに始末書も提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

次に番号3についてです。

畑を進入路として利用するものです。申請地は昭和34年ごろから宅地への進入路として使用されており、この件に関して、申請書とともに始末書も添付されているものです。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類はそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

以上、4条3件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 それでは質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定致しました。

議 長 次に、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 ページは 4 ページとなります。議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 6 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページをお開きください。

番号 1、畑 260 m² を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2、田 479 m² 外 1 筆 合計 978 m² を、サービス付き高齢者住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

以上、5 条申請 2 件については立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、5 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

小 橋 5 月 24 日に実施した 5 条分についての現地調査を報告致します。

委 員 番号 1 の申請について報告致します。

畑を売買により取得し、一般住宅用地として利用するものです。審査項目の立地基準①については該当し、②については第一種住宅地域であり、3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類はそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の申請について報告致します。

田を売買により取得し、高齢者向け賃貸住宅として利用するものです。審査項目の立地基準①については該当し、②については近隣商業地域であり、3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類はそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員のみなさまの審議をよろしくお願い致します。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長 次に、議案第24号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次長 議案第24号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。
平成30年6月4日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをお開きください。

番号1、畑 1,514㎡ の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。

次にチェックリストと併せて報告致します。申請地は竹や雑木が生い茂り、非農地化した土地となっております。

以上、非農地証明願い1件についてご提案します。

議長 ただいまの説明及び報告に対しましてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 24 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議になしと認めます。よって、議案第 24 号 非農地証明願いについて、原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 次に、議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。(資料別冊)

平成 30 年 6 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

資料は別冊となります。農用地利用集積計画第 5 号、平成 30 年 6 月 4 日公告予定です。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は、平成 30 年 5 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明致します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、106,876 ㎡、105 筆です。畑については、241 ㎡、1 筆です。合計面積は 107,117 ㎡、106 筆です。

次に貸手、借手ですが、それにつきましては、貸し手が 42 名に対しまして、借り手は 16 名となっております。また、今回は畑 1 筆、2,533 ㎡の所有権移転があります。2 ページ目以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。以上、簡単ではございますが、平成 30 年 6 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画第 5 号についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で総会の議案審議がすべて終了致しました。(終了 24:04)